

(案)

プレジャーボートなどの小型船のみなさまへ

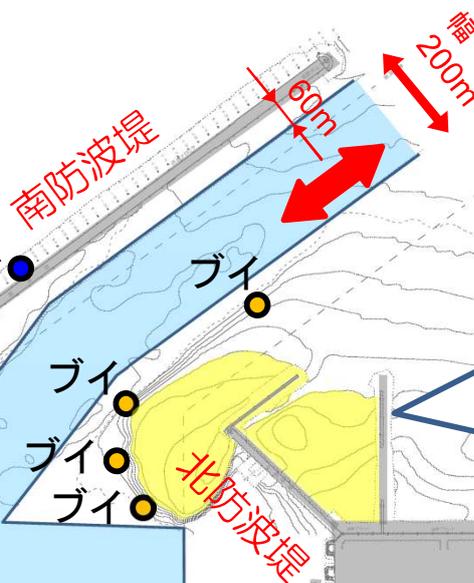
福井港内での安全確保にご協力を！

大型船は下図の暫定航路内を航行することとなり、その航行を妨げた場合、航路幅が狭いため、十分な危険回避等の動作をとることができなくなる恐れがあります。

プレジャーボートなどの小型船については、下記の事項に留意し、安全確保にご協力願います。

 : 暫定航路

変針点
(南防波堤先端より約700m地点)



5.0m以浅の範囲

北防波堤付近に浅所を明示するブイ (灯質: 単閃黄光 4秒毎に1閃光) を4基設置しています。



・港内での避航義務！ (港則法第18条)

狭い港内では運動性能が悪く操船範囲が限られる大型の船舶 (汽艇等以外) を、操船の自由度の高い小型の船舶 (汽艇等) が避けてください。

・錨泊・停留の自粛！

大型船 (汽艇等以外) の航行の妨げとなるため、暫定航路及びその周辺の海域には、錨泊や停留を行わないでください。

・スピードは抑えて！

港内では他の通航船舶に危険を及ぼすような速度では航行しないでください。

・浅所に注意！

浅所明示ブイより北防波堤側は非常に水深が浅くなっています。接近しないように航行してください

【問い合わせ先】 福井県福井港湾事務所

TEL : 0776-82-1120

FAX : 0776-82-1291

汽艇等 : 主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船 (プレジャーボート、漁船等) が港内を航行するときは、「汽艇等」になる。